

石垣市

保育士等資格取得資金貸付の手引き

石垣市福祉部こども未来局子育て支援課

目 次

石垣市保育士等資格取得資金貸付基金の申請の流れ	2
石垣市保育士等資格取得資金貸付基金の概要	3
貸付の申請と決定	4
貸付の契約と貸付金交付	5
契約の解除と貸付金の還付	6
返還猶予と免除	7
変更手続き	8

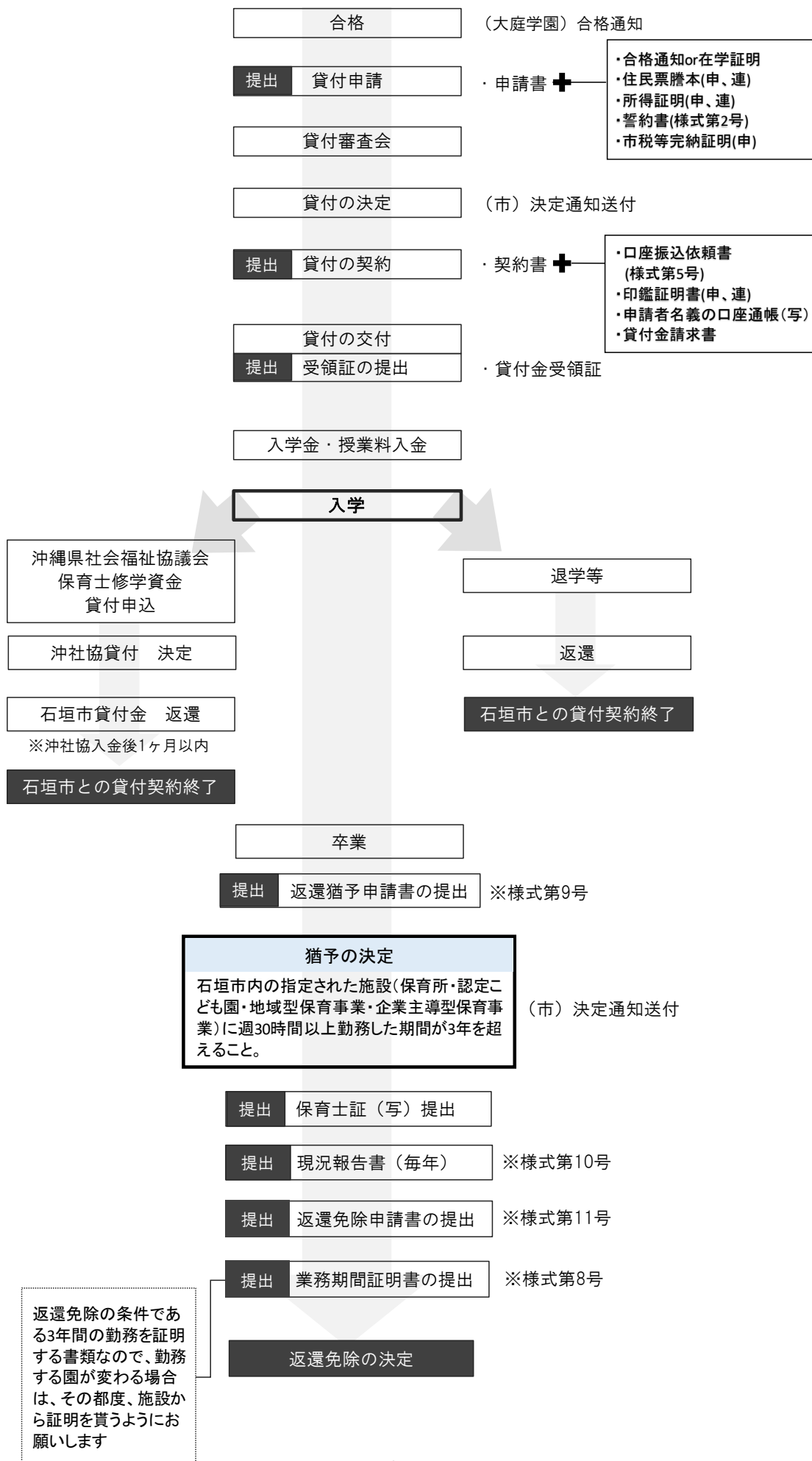
【様式】

様式第 1 号 石垣市保育士等資格取得資金貸付申請書	9
様式第 2 号 誓約書	10
様式第 3 号 石垣市保育士等資格取得資金貸付可否決定通知書	11
様式第 4 号 石垣市保育士等資格取得資金貸付契約書	12
様式第 5 号 貸付金振込口座依頼書	15
様式第 6 号 貸付金受領書	16
様式第 7 号 借受人死亡届	17
様式第 8 号 業務従事期間証明書	18
様式第 9 号 石垣市保育士等資格取得資金返還猶予申請書	19
様式第 10 号 借受人現況報告書	20
様式第 11 号 石垣市保育士等資格取得資金返還免除申請書	21

【条例・施行規則】

石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例	23
石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例施行規則	25

石垣市保育士等資格取得資金貸付基金の申請の流れ



石垣市保育士等資格取得資金貸付基金の概要

貸付対象者	石垣市における保育士等養成課程(以下「養成課程」という。)に在学する者で(合格通知を受けた者を含む。)次の各項に該当する者。 1. 養成課程卒業後、石垣市内の特定保育施設及び特定地域保育事業(以下「保育施設等」という。)に週 30 時間以上の勤務で、3 年を越えて従事する者。 2. 家庭の経済状況等から真に貸付けが必要となる者。
貸付金の種類及び貸付額	・入学金 100,000 円以内 ・学費 500,000 円以内 ・教材費及びスクーリング(実習)費用 100,000 円以内
貸付限度額	700, 000円
利 子	無利子 ※正当な理由なく貸付金の返還が遅れると延滞金が発生します。
貸付金の返還	次の 1～5 に該当する場合は貸付金を返還しなければならない。 1. 沖縄県社会福祉協議会保育士修学資金貸付(以下「修学資金貸付」という。)の決定を受けた者については、1 ヶ月以内の返還とする。 2. 修学資金貸付が不決定になった者又は修学資金貸付の申請を行わない者は、養成課程を卒業後契約書に定める期間内に返還しなければならない。 3. 貸付契約が解除された者は、契約書に定める期間内に返還しなければならない。 4. 石垣市内の指定された保育施設等において保育士の業務に従事する意思がなくなった者(業務従事届の未定出を含む。)は、契約書に定める期間内に返還しなければならない。 5. 心身の故障により業務に従事できなかったとき。
返還の猶予	次のいずれかに該当する場合は返還を猶予する。 1. 貸付契約を解除後も引き続き養成課程に在学する期間 2. 石垣市内の指定された保育施設等において保育士の業務に従事している期間又は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ないと市長が認めた場合。 3. 上記のいずれかに該当し、貸付金返還の猶予を申請するときは、石垣市保育士等資格取得資金返還猶予申請を提出する。 4. 返還の猶予が認められた者は、毎年借受人現況報告書を提出しなければならない。
返還の免除	1. 養成課程卒業後一年以内に保育士登録を行い、石垣市内の保育施設等において 3 年を超えて従事したとき。 2. 上記の規定する期間内において、死亡若しくはそれに次ぐ特別な事情によって貸付金の返還が不可能であると認めたとき。

●貸付けの申請と決定

1. 申請について

石垣市保育士等資格取得資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連帯保証人を立てて、下記の書類を準備し提出してください。

必要書類

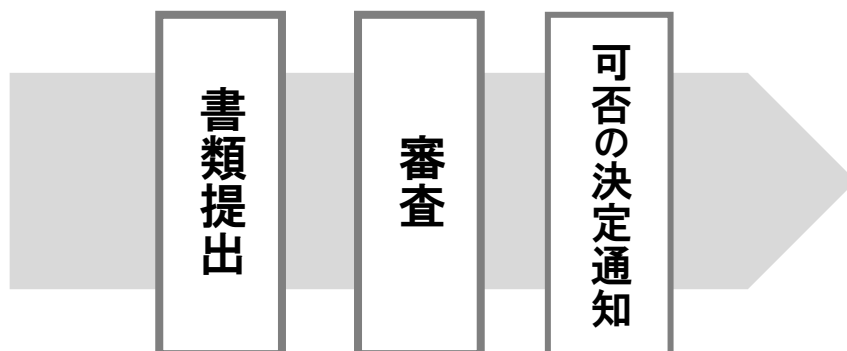
- (1) 石垣市保育士等資格取得資金貸付申請書(様式第 1 号)
- (2) 大庭学園の合格通知又は在学証明書
- (3) 申請者及び連帯保証人の住民票謄本
- (4) 申請者及び収入がある世帯員の所得証明書
- (5) 連帯保証人の所得証明書
- (6) 誓約書(様式第 2 号)
- (7) 申請者又は法定代理人の市税等完納証明書

連帯保証人

- ・連帯保証人は成年者で独立の生計を営む者でなければならない。
- ・申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人(親権者)とする。ただし、その法定代理人が無収入又は低所得者である等の理由により保障能力に支障があると認める場合は、別に連帯保証人を立てるものとする。

2.貸付け決定について

市は、提出された申請書などの内容を審査会にて審査し、貸付けの可否を決定し、石垣市保育士等資格取得資金貸付可否決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知します。



●貸付けの契約と貸付金の交付

1. 契約について

貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は次に掲げる書類を通知を受けた日から 14 日以内に提出してください。

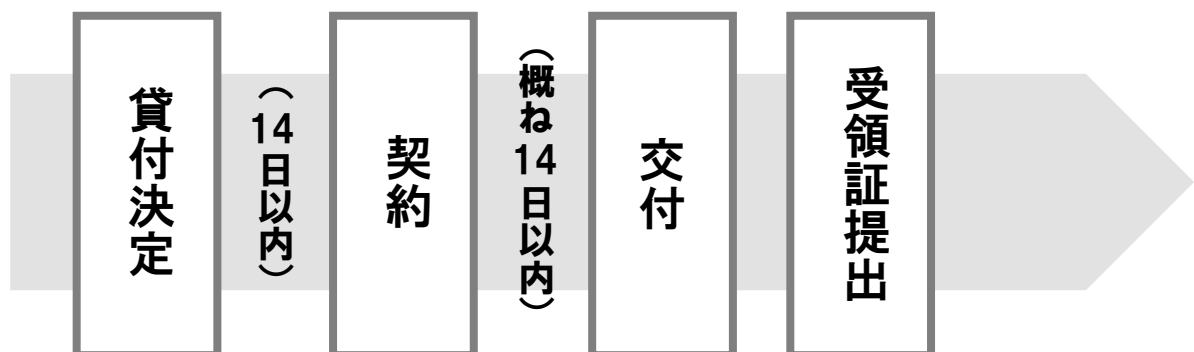
- (1) 石垣市保育士等資格取得資金貸借契約書(様式第 4 号)
- (2) 振込口座依頼書(様式第 5 号)
- (3) 印鑑登録証明書(貸付決定者又は法定代理人、連帯保証人)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- (5) 貸付金請求書

2. 貸付金の交付について

貸付決定者から上記の書類が提出されたときは、速やかに資金を交付します。 ※ 概ね 14 日以内の交付

3. 貸付金の受領証の提出について

貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、直ちに貸付金受領証(様式第 6 号)を提出してください。



●契約の解除と貸付金の返還

1. 契約の解除について

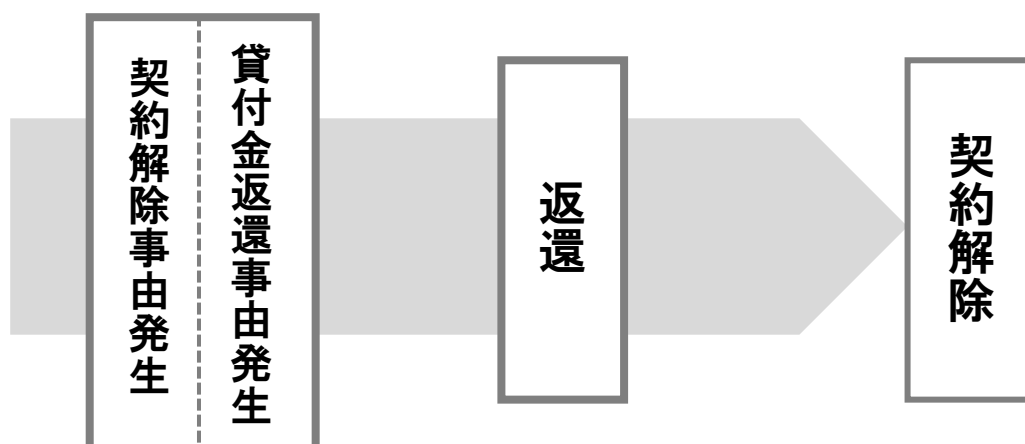
借受人が次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還した後、貸付契約を解除します。

- (1) 養成課程を退学したとき
- (2) 傷病等のため終業の見込みがないとき
- (3) 貸付期間中に借受人から貸付契約の解除を申し出たとき
- (4) 貸付資金を必要としない事由が生じたとき。

2. 貸付金の返還について

借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 沖縄県社会福祉協議会保育士修学資金貸付(以下「修学資金貸付」という。)の決定を受けた者については、1ヵ月以内の返還とする。
- (2) 修学資金貸付が不決定になった者又は修学資金貸付の申請を行わない者は、養成課程を卒業後契約書に定める期間内に返還しなければならない。
- (3) 石垣市内の指定された保育施設等において保育士の業務に従事する意思がなくなった者(業務従事証明書(様式第8号)の未定出を含む。)は、契約書に定める期間内に返還しなければならない。
- (5) 心身の故障により業務に従事できなかったとき。



●返還の猶予と免除

1. 返還の猶予について

借受人が次に該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還の責務の履行を猶予します。

(1)貸付契約を解除された後も引き続き当該養成課程に在学している期間

(2)石垣市内の指定された保育施設等において保育士の業務に従事している期間又は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ないと市長が認めるとき。

2. 猶予の申請について

借受人は上記のいずれかに該当し、猶予を申請するときは、石垣市保育士等資格取得証明返還猶予申請(様式第9号)に当該事実を証明する書類を添えて、提出してください。

3. 猶予が認められたら

免除になる日まで毎年、借受人現況報告書(様式第10号)を提出してください。

4. 返還の免除について

借受人が次に該当するときは、当該貸付金に係る返還を免除します。ただし、修学資金貸付を受けた者については、この限りではありません。

(1)養成課程の卒業後1年以内に保育士登録を行い、石垣市内の保育施設等において保育士の業務3年を超えて従事したとき。

(2)死亡若しくは、それに次ぐ特別な事情によって貸付金の返還が不可能であると認めたとき。



●変更手続き

1.貸付後に次の事項が生じた場合は、速やかに届けてください。

事 項	提出種類
借受人又は借受人の住所に変更があったとき	■証明できる書類(戸籍謄本の原本＋附票など)
借受人が死亡したとき	■死亡届(様式第 7 号) ■返還免除申請書(様式第 11 号) ■証明できる書類(死亡証明書)
連帯保証人が死亡したとき	■証明できる書類(死亡証明書)

石垣市保育士等資格取得資金貸付申請書

年 月 日 石 垣 市 長 様 住 所 _____ 申請者 _____ 氏 名 _____ (印) (年 月 日生) 次のとおり申請します。	
学校（養成所）の 名称及び所在地	名 称 所在地
入 学 年 月 日	年 月 日
卒業予定年月日	年 月 日
貸 付 区 分	☐ 入学金 円 ☐ 学費 円 ☐ 教材費・スクリング [*] (実習費) 円
貸 付 金 総 額	円
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
連 帯 保 証 人	氏名
	住所
	本人との関係 職業 年収 万円
添 付 書 類	☐ 合格通知書又は在学証明書 ☐ 住民票謄本 ☐ 所得証明書 ☐ 誓約書 ☐ 市税等完納証明書 ☐ その他（ ）
決 定 区 分	☐ 貸し付ける ☐ 貸し付けない
理 由	

※太枠の中のみ記入してください。

石垣市長 様

誓約書

私 _____ は、下記の内容について、誠実に遵守いたします。

記

1. 私は、石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例施行規則を遵守いたします。
2. 私は、資金貸付を受け、石垣市における保育士等養成課程を修了し、保育士等資格を取得した後、石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例第 6 条第 1 号に規定する保育施設等で 3 年を超えて勤務することに同意します。
3. 勤務期間が 3 年未満となった場合は、貸付金を 1 月以内に返還します。

年 月 日

申請者 住所

氏名 印

連絡先

石垣市保育士等資格取得資金貸付可否決定通知書

様

石垣市長

年 月 日付けで申請のあった石垣市保育士等資格取得
資金貸付けについては、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

可	貸付金額	金	円
	貸付期間	年 月 日 から	年 月 日まで
	貸付日	年 月 日	
否	理由：		

石垣市保育士等資格取得資金貸付契約書

貸主石垣市長（以下「甲」という。）、借主_____（以下「乙」という。）、連帯保証人_____（以下「丙」という。）は、甲が乙に対し石垣市保育士等資格取得資金貸付制度（以下「資格取得資金制度」という。）による貸付けを行うに当たり、資格取得資金貸付契約を下記の内容で取り交わす。

記

甲は、石垣市における保育士等養成課程（以下「養成課程」という。）による継続的な保育士の安定確保により、待機児童解消を目的とし、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許の資格取得に係る費用の負担軽減を図るため、この資格取得資金貸付制度を設ける。

第 1 条 貸付額

甲は乙に対して、次の資格取得資金貸付けを行う。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 入学金 | 円 |
| (2) 学費 | 円 |
| (3) 教材費及びスクーリング(実習)費用 | 円 |

第 2 条 資格取得資金の貸付日と貸付方法

貸付日は、貸付け決定を受けた乙が、石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例施行規則（以下「貸付基金条例施行規則」という。）第 7 条に規定する書類を提出後、2 週間以内とし、甲は貸付金振込口座依頼書にある乙の口座に振り込むこととする。

第 3 条 貸付金受領証の提出

乙は、貸付金を受領したときは直ちに貸付金受領証を甲に提出しなければならない。

第 4 条 貸付金の返還

乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付金を一月以内に返還しなければならない。この場合において、丙は、乙の甲に対する債務について、乙と連帯して保証することとする。

- (1) 乙が沖縄県社会福祉協議会保育士修学資金貸付（以下「保育士修学資金貸付」という。）の決定を受け、貸付けの実行を受けたとき。
- (2) 貸付契約の解除がなされたとき。
- (3) 石垣市内の特定保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）において保育士等の業務に従事する意思がなくなったとき。（業務従事期間証明書（様式第 8 号）の未提出者も含む。）

第 5 条 貸付契約の解除

在学期間において、乙に次の事由が発生したときは、第 7 条に規定する事由を除き、貸付金を返還した後、資格取得資金貸付契約は解除される。

- (1) 養成課程を退学したとき。
- (2) 傷病等のため修了の見込みがないとき。
- (3) 貸付期間中に乙から貸付契約の解除を申し出たとき。
- (4) 貸付金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 反社会的な行為をしたとき。
- (6) 乙が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (7) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

第 6 条 延滞金

乙が第 4 条に定める期限までに貸付金を返還しないときは、当該期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未納に係る貸付金につき石垣市債権管理条例（平成 24 年石垣市条例第 29 号）第 8 条の規定を適用し、計算した額の延滞金を徴収する。

第 7 条 債務の履行猶予

乙の返還義務は、資格取得資金貸付期間終了月の翌月に発生するが、次の各号及び次条の場合を除くものとする。なお、次の各号のいずれかに該当し猶予を申請するときは、返還猶予申請書に当該事実を証明する書類を添付し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 石垣市内の保育施設等において保育士の業務に従事している期間
- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ないと甲が承認する事由があるとき。

第 8 条 貸付金の返還免除

次の条件で資格取得資金貸付の返還免除を申請し、甲が承認をした場合は貸付金の返還を免除することができる。

- (1) 養成課程終了後、1 年以内に保育士登録を行い、石垣市内の保育施設等において、保育士の業務に週 30 時間以上勤務し、かつ、3 年を超えて従事したとき。
- (2) 乙が死亡したとき。
- (3) 特別な事情によって、貸付金の返還が不可能であると甲が認めたとき。

第 9 条 各種届出

乙は、次に該当する事項が発生したときは、直ちに甲に届け出なければならない。

- (1) 乙又は丙の住所地の移転
- (2) 乙又は丙の死亡
- (3) その他提出書類に変更が生じたとき、又はこの契約の趣旨に重大な影響をもたらす事案が発生したとき。

第 10 条 契約の終了

本契約は下記の事項をもって終了する。終了したとき甲は、乙に対して返還完了通知又は返還免除通知を交付する。

- (1) 貸付金がすべて甲に返還されたとき。

(2) 第 8 条の返還免除がなされたとき。

第 11 条 合意的管轄裁判所

本契約に関して争いが生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 12 条 その他

本契約及び石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例施行規則に定める条項以外については、甲が定める。

この契約書を 3 通作成し、契約の証として、甲、乙、丙において、各 1 通を保管し、誠実に履行する。

年 月 日

貸 主 (甲)

住所

⑨

借 主 (乙)

住所

⑨

連帯保証人 (丙)

住所

石 垣 市 長 様

貸付金振込口座依頼書

ふりがな	
借受人の氏名	(印)

貸付金の振込みは、次の私（借受人）名義の口座について、銀行通帳の写しを添えて、次のとおり申請します。

ゆうちょ銀行

通帳 (店番号)									通帳記号（店番号）を記入してください。
通帳番号									通帳番号を左詰めで記入してください。
口座名義人 (借受人本人の口座)	(カタカナ記入)								口座名義は、カタカナで記入してください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関

銀行・支店名	〔 〕 銀行・信金・労働金庫・農協・組合 〔 〕 支店								
口座番号	普通・当座								通帳番号を左詰めで記入してください。
口座名義人 (借受人本人の口座)	(カタカナ記入)								口座名義は、カタカナで記入してください。

貸付金振込口座は、必ず借受人の名義を記入してください。ご家族名義の口座は受け付けません。本依頼書に、銀行通帳の写し（銀行名・口座番号・口座名義人がわかる面）を添えてください。

貸付金受領証

石垣市長 様

金

円

上記の金額正に受領しました。

ただし、 年 月 日付けの石垣市保育士等資格取得資金貸付契約に
基づくものとして

年 月 日

住 所

氏 名

印

借 受 人 死 亡 届

年 月 日

石垣市長 様

届出者名
借受人との関係 ()
住 所
電 話

次のとおり借受人が死亡したので届け出ます。

フリガナ	
氏 名	
養成課程名 又は 業務従事施設名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
死 亡 理 由	

(注)除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付してください。

業務従事期間証明書

石 垣 市 長 様

※借受人記入欄

フリガナ		生 年 月 日
氏名	⑤	S・H 年 月 日 (歳)
住所	〒 TEL	

次のとおり、所定の保育士の業務に従事したので届け出します。

事業所記入欄

業務 従事先	所在及び 電話番号	〒 TEL:			
	施設名				
	職種		雇用形態	正規 ・ 非正規(常勤・非常勤)	
業務 開始日	年 月 日 から				
業務 従事 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 カ月)				
	雇用した日数	日		業務従事日数	日
	休職期間	①	年 月 日 から		年 月 日まで
		②	年 月 日 から		年 月 日まで
		③	年 月 日 から		年 月 日まで
④		年 月 日 から		年 月 日まで	
上記のとおり、業務に従事したことを証明いたします。 年 月 日 業務従事先の施設等の名称 施 設 長 の 氏 名 (公印)					

石垣市保育士等資格取得資金返還猶予申請書

年 月 日

石垣市長 様

フリガナ			生 年 月 日
氏名	Ⓜ		S・H 年 月 日 (歳)
住所	〒 TEL :		
養成課程名		卒業(予定)日	年 月 日
借入額	円	返還済額	円

石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例施行規則第 14 条第 2 項の規定により、貸付金の返還猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

返還猶予 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 箇月)		
申請理由 *該当する番号を ○で囲むこと。	1 市内において保育士の業務に従事 2 契約解除後も養成課程に在学 3 災害、疾病、負傷等やむを得ない事情 () ※産休・育休取得の場合：出産(予定)日： 年 月 日 4 その他 () ※上記の申請理由が確認できる書類を添付してください。 なお、産休・育休取得の場合は、出産(予定)日の分かる書類を添付してください。		
	理由発生年月日	年 月 日	
卒業後の状況 (現在の就職先又は 在学先)	名 称		
	住 所	〒 TEL :	
	期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 現在	
備考			

借受人現況報告書

年 月 日

石垣市長 様

住 所 _____
借受人氏名 _____ (印)
電 話 _____

記入日	年 月 日
業務に従事した日	年 月 日 から
一週間の勤務時間	時間 / 週
現況記入欄	現在の状況（業務内容等）
	その他（必要に応じて記入）

上記のとおり、現在の状況を報告します。

住 所
施設名
代表者名
印

石垣市保育士等資格取得資金返還免除申請書

年 月 日

石垣市長 様

申請者氏名 ⑩

借受人との関係 ()

住 所

電話番号

住所	〒		
	TEL :		
フリガナ		生 年 月 日	
氏名	⑩	S・H 年 月 日 (歳)	

石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例第 7 条の規定に基づき、貸付金の返還免除を受けたいので、石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例施行規則第 15 条の規定に基づき次のとおり申請いたします。

養成課程			卒業年月日	年 月 日(卒・退)	
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日 (年 か月)				
返還猶予期間	年 月 日 から 年 月 日 (年 か月)				
返還免除 申請額	円		返還額	円	
貸付金額	円		返還済額	円	
申請理由	1 保育士の業務に従事 (3年を超えての従事) 2 死亡又は心身の故障 3 その他 ()				
理由発生年月日		年 月 日			
業務従事先 の状況	施設名		雇用形態	正規・非正規 (常勤・非常勤)	
	所在地	〒			
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 か月)			

条例 ・ 施行規則

石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例

(設置)

第1条 保育士の安定確保及び待機児童の解消を目的とし、石垣市における保育士等養成課程（以下「養成課程」という。）への入学希望者の負担軽減を図るため、石垣市保育士等資格取得資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,750万円とする。

(積立て)

第3条 基金は、次に掲げるものをもって積み立てるものとする。

- (1) 貸付金返還金
- (2) その他毎会計年度予算で定める額

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に積み立てるものとする。

(貸付けの対象)

第6条 資金貸付けの対象は、養成課程に在学する者（合格通知を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 養成課程を卒業後、石垣市内の保育施設等（以下「保育施設等」という。）において保育士の業務に従事する者
- (2) 家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる者

(返還免除)

第7条 市長は、資金の貸付けを受けた者が次に該当するときは、当該貸付金に係る返還の債務を免除することができる。ただし、保育士修学資金貸付（平成25年2月26日付け厚生労働省発雇児0226第4号厚生労働事務次官通知に基づく貸付制度をいう。）を受けた者については、この限りでない。

- (1) 養成課程の卒業後1年以内に保育士登録を行い、石垣市内の保育施設等において保育士の業務に3年を超えて従事したとき。この場合において、保育士の業務に従事している間は、返還を猶予するものとする。
- (2) 前号に規定する期間において、死亡若しくはそれに次ぐ特別な事情によって貸付金の返還が不可能であると認めたときは、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(虚偽の申込みの場合)

第8条 市長は、資金の貸付けを受けた者が偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき、又は貸付金を貸付けの目的以外に使用したときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて返還させることができる。

(処分)

第9条 基金は、第1条の目的を達成するため、第6条に規定する者への貸付けに充てる場合

に限り、基金の一部を処分することができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例施行規則

平成 30 年 3 月 9 日

規則第 4—1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石垣市保育士等資格取得資金貸付基金条例(平成 30 年石垣市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格取得資金の種類、貸付額等)

第 2 条 保育士等資格取得資金(以下「貸付金」という。)の種類及び貸付額は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 入学金 100,000 円以内
- (2) 学費 500,000 円以内
- (3) 教材費及びスクーリング(実習)費用 100,000 円以内
- 2 貸付金は、無利子で貸し付けるものとする。
- 3 貸付金の貸付限度額は、1 人につき 700,000 円とする。

(貸付申請)

第 3 条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石垣市保育士等資格取得資金貸付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 石垣市における保育士等養成課程(以下「養成課程」という。)の長の作成する合格通知書又は在学証明書
- (2) 申請者の住民票謄本
- (3) 申請者及び収入がある世帯員の所得証明書
- (4) 誓約書(様式第 2 号)
- (5) 連帯保証人の住民票謄本
- (6) 申請者又は法定代理人の市税等の完納証明書

(連帯保証人)

第 4 条 申請者は、連帯して債務を負担する連帯保証人を立てなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

3 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。ただし、その法定代理人が無収入又は低所得である等の理由により保証能力が十分でないと認める場合は、別に連帯保証人を立てるものとする。

(貸付審査会の設置)

第5条 市長は、公平かつ適正な貸付けを行うため、石垣市保育士等資格取得資金貸付審査会(以下「審査会」という。)を設置し、申請者に対する貸付金貸付けの可否の審査を行うものとする。

2 審査会の運営方法等については、市長が別に定めるものとする。

(審査結果の通知)

第6条 市長は、[前条](#)の審査会の審査報告を受け、貸付けの可否を決定し、石垣市保育士等資格取得資金貸付可否決定通知書([様式第3号](#))により申請者へ通知するものとする。

(貸付けの契約)

第7条 貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、次に掲げる書類を[前条](#)の通知を受けた日から14日以内に市長へ提出しなければならない。

- (1) 石垣市保育士等資格取得資金貸付契約書([様式第4号](#))
- (2) 貸付金口座振込依頼書([様式第5号](#))
- (3) 印鑑登録証明書(貸付決定者、連帯保証人又は法定代理人)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(貸付金の交付)

第8条 市長は、貸付決定者から[前条](#)に規定する書類の提出があったときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

(貸付金受領証の提出)

第9条 貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、直ちに貸付金受領証([様式第6号](#))を市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第10条 借受人又は連帯保証人は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は[第4条](#)に規定する連帯保証人の住所等に変更があったとき。
- (2) 借受人が死亡したとき(借受人死亡届([様式第7号](#)))。
- (3) [第4条](#)に規定する連帯保証人が死亡したとき。

(貸付金の返還)

第11条 借受人が、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 沖縄県社会福祉協議会保育士修学資金貸付(以下「保育士修学資金貸付」という。)の決定を受けた者は、その支給を受けた日から1月以内の返還とする。ただし、保育士

修学資金貸付が不決定となった者又は保育士修学資金貸付の申請を行わない者については、養成課程を卒業後、契約書に定める期間内に返還しなければならない。

(2) [次条各号](#)に該当する者は、契約書に定める期間内に返還しなければならない。

(3) 石垣市内の指定された保育施設等において、保育士の業務に従事する意思がなくなった者(業務従事期間証明書([様式第 8 号](#)))の未提出者を含む。)は、契約書に定める期間内に返還しなければならない。

(貸付契約の解除)

第 12 条 市長は、借受人が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還した後、貸付契約を解除するものとする。

(1) 養成課程を退学したとき。

(2) 傷病等のため修業の見込みがないとき。

(3) 貸付期間中に借受人から貸付契約の解除を申し出たとき。

(4) 貸付資金を必要としない事由が生じたとき。

(延滞金)

第 13 条 借受人が[第 11 条](#)に定める期限までに貸付金を返還しないときは、当該期限の翌日から貸付金返還の日までの日数に応じ、未納に係る貸付金につき[石垣市債権管理条例\(平成 24 年石垣市条例第 29 号\)第 8 条](#)の規定を適用し、計算した額の延滞金を徴収する。

(返還の責務の履行猶予)

第 14 条 市長は、借受人が石垣市内の指定された保育施設等において、保育士の業務に従事している期間又は災害、疾病、負傷その他やむを得ないと市長が認める事由がある場合は、返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 借受人は、[前項](#)に該当し猶予を申請するときは、石垣市保育士等資格取得資金返還猶予申請書([様式第 9 号](#))に当該事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 返還履行の猶予が認められた借受人は、毎年市長が定める日までに、借受人現況報告書([様式第 10 号](#))を市長に提出し、現況報告をしなければならない。

(貸付金の返還免除)

第 15 条 [条例第 7 条](#)の規定により貸付金の返還免除を受けようとする者は、石垣市保育士等資格取得資金返還免除申請書([様式第 11 号](#))に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 勤務証明書

(2) その他市長が必要とする書類

2 市長は、借受人から[前項](#)の規定による申請書の提出があったときは、貸付金の返還免除の可否を決定し、当該借受人に通知しなければならない。

(従事期間)

第 16 条 貸付金の猶予期間及び返還免除となる従事期間については、石垣市内の指定された保育施設等において、保育士の業務に従事(週 30 時間以上の勤務)した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数として取り扱うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 市長及び養成課程の長は、この貸付けに係る一切の個人情報を申請者、借受人及び連帯保証人の不利益とならないよう取り扱わなければならない。ただし、業務上必要な最小限の範囲において、相互に情報を共有することができるものとする。

(調査)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、借受人に必要書類の提出を求め、又は当該借受人の修学、勤務状況その他の調査を行うことができる。

(事務)

第 19 条 貸付金の貸付けに関する事務は、福祉部児童家庭課において行う。

(委任)

第 20 条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

[この規則](#)は、公布の日から施行する。